

令和 4 年第 2 回岐阜県議会臨時会提出議案の概要

(令和 4 年 5 月 1 0 日)

(予算関係)

議第 6 1 号 令和 4 年度岐阜県一般会計補正予算

[担当課：財政課]

歳入歳出補正予算 (単位 千円)

○歳入 14,535,242
 国庫支出金 13,716,789
 寄附金 5,000
 繰入金 185,266
 諸収入 628,187

○歳出 14,535,242

(企画経済委員会関係)

清流の国推進部 5,000

○ウクライナ避難民支援事業費 5,000

ロシアによるウクライナへの侵攻によって、県内に避難された避難民の方を支援するため、ふるさと納税による寄附を活用し、支援金を給付

商工労働部 12,938,242

○岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 12,938,242

まん延防止等重点措置に伴う、営業時間の短縮等に全面的にご協力いただいた飲食店等に対し協力金を支給

(厚生環境委員会関係)

健康福祉部 1,592,000

○新型コロナウイルス感染症自宅療養者支援事業費 1,592,000

新規感染者数の増加などを踏まえ、自宅療養が必要になった場合の健康観察や食料配送等の生活支援体制を確保

※参考 (補正後の予算規模)

(単位 千円)

	令和 4 年度			前年度同期 予 算 額	伸 率
	既定額	補正額	補正後額		
一般会計	896,541,319	14,535,242	911,076,561	875,308,744	+4.1%

(専決処分の承認を求めるもの)

議第63号 令和3年度岐阜県一般会計補正予算の専決処分の承認について

(令和4年3月31日専決)

[担当課：財政課]

歳入歳出予算補正

(単位 千円 △印は減を示す)

○歳入 △ 9,611,319

国庫支出金 △ 5,404,055

繰入金 △ 4,207,264

○歳出 △ 9,611,319

(企画経済委員会関係)

商工労働部 △ 8,661,319

○岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 △ 6,161,319

飲食店等の営業時間の短縮にかかる協力金について、まん延防止等重点措置期間の延長等による執行額減少を踏まえて減額

○売上減少事業者への支援金 △ 2,500,000

まん延防止等重点措置期間に売り上げが減少した事業者への支援金について、措置期間の延長等による執行額減少を踏まえて減額

(厚生環境委員会関係)

健康福祉部 △ 950,000

○高齢者施設等の従事者に対する予防的検査 △ 950,000

予防的検査を令和4年5月まで延長して実施するため、令和3年度に執行が見込まれない分を減額し、その分を令和4年度に計上

議第64号 令和4年度岐阜県一般会計補正予算の専決処分の承認について

(令和4年3月31日専決)

[担当課：財政課]

歳入歳出予算補正

(単位 千円)

○歳入	9,611,319
国庫支出金	8,828,254
繰入金	475,000
諸収入	308,065

○歳出	9,611,319
-----	-----------

(企画経済委員会関係)

商工労働部	8,661,319
-------	-----------

- 岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 6,161,319
 飲食店等の営業時間の短縮にかかる協力金について、まん延防止等重点措置期間の延長等による、令和4年度執行分を計上

- 売上減少事業者への支援金 2,500,000
 まん延防止等重点措置期間に売り上げが減少した事業者への支援金について、措置期間の延長等による、令和4年度執行分を計上

(厚生環境委員会関係)

健康福祉部	950,000
-------	---------

- 高齢者施設等の従事者に対する予防的検査 950,000
 予防的検査を令和4年5月まで延長して実施するため、令和3年度に執行が見込まれない分を減額し、その分を令和4年度に計上

地方税法の一部改正に伴い、次のように改正する。

1 事業税

- (1) 令和4年4月1日から実施されるガスの導管部門の法的分離に伴い、ガス供給業のうち製造・小売事業に係る法人事業税の課税方式を次のとおり見直す。

区 分		税 率			
		改 正 前	改 正 後		
導管部門の法的分離の 対象法人等			〈収入割〉 0.48%	〈付加価値割〉 0.77%	〈資本割〉 0.32%
上記以外の法人	資本金 1億円超	〈収入割〉 1%	〈所得割〉 1.0%	〈付加価値割〉 1.2%	〈資本割〉 0.5%
	資本金 1億円以下		〈所得割〉 7.0%		

- (2) 大法人（資本金1億円超）の所得割の税率について、800万円以下の所得に係る軽減税率を廃止し、次のとおり見直す。

所 得 区 分	税 率	
	改 正 前	改 正 後
800万円超	1.0%	1.0%
400万円超800万円以下	0.7%	
400万円以下	0.4%	

2 不動産取得税

- (1) 医療機関の開設者が、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する再編計画に基づき、医療機関の再編に伴い取得した不動産について、不動産取得税の課税標準を価格から2分の1を控除した額とする特例措置を講ずる（令和6年3月31日までの取得に限る。）。

- (2) 次の特例措置の適用期限を延長する。

ア 宅地建物取引業者等が売却目的で新築した住宅を、当該宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日について、住宅新築の日から1年を経過した日に緩和する特例措置（2年延長）

イ 住宅用地の取得に係る不動産取得税の減額措置について、土地の取得から住宅新築までの経過年数に係る要件を3年又は4年に緩和する特例措置（2年延長）

ウ 地方税法以外の法律による政策の推進を税制面において支援する特例措置（2年延長）

- 3 その他所要の規定の整理等を行う。

(令和4年4月1日から施行)